

史料採集隊曰記

明治廿八年十一月、吾校修學旅行を二豊、二筑、二肥の野に試む。吾隊亦劍を提げて是に從ふ。砲聲相應する處、劍戟相交する處、靜かに筆を執りて古を思ふ。丈夫の快蓋し極まりと言ふべし。今稿僅かに脱す。回みれば、當時を去る已に四閱月、荒野露草を吹きたるの風は、万山の落花に戯れ、日獨り過ぎて、事誠に此の如し。是を思へば漸汗背に沿きを覺ふ。加ふるに、議論考証共に拙劣にして見るに堪えず。只博雅君子の指教を仰ふぐのみ。

二十九年五月
日

吉財
丸津
一改
昌治
識

十一月四日 天晴く 露冷やにして、露衣輕し。百貫を過ぎて、午後三時離島に達す。水淺うして、舟進みがたし。衣を脱ぎて入れば、多良山おろし波を吹きて、風頗る亂る。只一巻の筑紫風土記、文字の濡れざらんと恐るのみ。五時過ぎ、漸くにして舟出づ。舟出で、風漸く加はり、波も亦高し。船首西に轉ぜんとする時、狹霧四方に塞がりて、波の島原温泉も、まして宇土の一角も見えず。舟又轉じて西北に向ふ時、八雲の隙を割りて、團々たる朗月、静かに後船に上る。上ると尺餘。狹霧疾く消えて、一天藍の如し。されど風益々吹き、波益々荒る。

波立ちて舟はゆらげゝ大海原またのもしろき月の色かな。さ歌ひし人もありこあや。
十一月五日の旭は、早く後肥の小代山を離れて、前肥の多々良山頭を照す。一段の壯快を覺ふ。我隊は午下四十五分、大渡村より本隊に離れて、武雄神社に向ふ。社は柄崎町の南、武雄川を隔てゝ半里許、御舟山の麓に在り。築石高ふして、神殿の結構頗る古雅なり。武内宿禰を祭るといふ。祠宮後藤氏は舊家にして、大宰府廳のありし頃より、此地にありて久しく奉事し、弘安四年の蒙古合戦には、手痛き勲をなして、鎮西に武雄の孫二郎入道ありと知られたるなり。文書幾通さなくあれど、日昏れて柄崎に歸る。この柄崎町は、地頭後藤差明が、奥羽前後十二年征戰の功によりて、柄崎莊を得、其子資茂文永の頃よりこの地を治めたり。蓬來山下の温泉もこの頃よりや始まりけん。今得たる文書一二を記して聊か考証を加へん。

永仁四年伏見天皇綸旨

武雄精神官等申、異國降伏御祈賞事奏聞候處、此事仰直觸申聞示之上者、如前夕可致沙汰之由、可下知社家給旨、所被仰下候也、仍執達如件。

一月三日

兵 部 卿(以下)

謹上 大貳殿

此綸旨は、包紙に後醍醐天皇御綸旨とあれども、武雄社本紀を接するに、全く伏見天皇の御綸旨なるが如し。蓋し正應永仁の頃、異敵の侵寇未だ止まらず。元尚東侵を圖り、舊怨を報ぜんとせり。朝廷乃ち武雄社に命じて、天下泰平、異國降伏を祈らしめたり。社司依て報賽を語る。則ち其請願に答へ給ひたる御綸旨なるべし。

武雄社本紀に曰く、

正應永仁之間、亦賊侵不已、王京鎌府、致祈武神、而有冥應、仍賜祈賞、于今存伏見帝永仁四年二月三日綸旨、先是、正應之初、欲沙汰九州宗社、遣依田左金吾親校之、金吾注進曰、肥前武雄社者、靈驗無雙之仁祠、而吾朝擁護之古神、異賊征伐之主師也云々、是所以其伏見帝下綸帖、錄倉相行顯實也歟、

接するに、二月三日の綸旨あるば、即ち本書なるべし。されば本書は、此本紀によりて、伏見帝の綸旨にして、永仁四年に下し給ひたるものなるこそ明なり。

抑も正應永仁の間、元未だ復讐の念を絶たず。時々東征を議し、正應二年には、高麗をして日本を征するの經を督せしとあり。元史世祖同五年には、元主憲烈王洪君祥なる者をして高麗に遣し、日本再征せんとを圖れり。東國通鑑永仁元年、元愈々洪波豆兒なる者を高麗に派して、造船を管せしめ、膽思丁をして、軍糧を管せしめ、復日本を征せんとを圖る。東國通鑑此の如くして、元の我が國に舊怨を報いんと欲して、屢々東征を圖り、時々邊境を侵しことありし。如く、爲めに朝廷の異國降伏を祈禱せられしもの甚だ多く、伏見天皇即位以來、後深草上皇は屢々筆願文を以て、太平の事を祈られ、伏藏編中公衡公正應三四四年の頃には、朝廷、幕府より全國の諸社寺に祈禱を命ぜられ、其文中には、多々蒙古之凶賊今年有覬覦之疑などの文字見え、蒙古の再侵を期して、頻に各寺社に祈禱を命ぜられたるものゝ如し。以て賊侵の已まざりしを知るべきなり。降て永仁元年には、禁中を初め所々の寺社に祈禱を命ぜられ、葉記同七月には使を太神宮に遣され、宸筆宣幣を奉して外寇を懼ふの詔あり。全上伏見同二年には、肥後圓通寺に命して、祈禱せしむるの繪旨あり。院御記此の如く各寺寺をとして、祈禱をなさしめたる頗る頻繁なりしなるべし。武雄社是に於てか、亦之に預りたるものならん。蓋し當社は武内大臣を祀り、名さへ武雄といひ、武神の屈指に數へられたる神にて、實に九州の宗社なり。文永十一年侵寇の際も亦當社に祈り、靈驗ありしと本紀に見ゆる所なり。其後弘安四年、元軍暴虐奮撫の勢を以て、我邊境に寇し、大に事なきんさせしも能はずして、千餘萬の醜類、空く紅魚の腹中に葬られ、艦船破碎えて、復隻影を止めざるに至りし際、亦當社を立て、大に祈禱せしめられたるが如し。

武雄社本紀に曰く、
弘安四年七月、蒙將阿刺突、范文虎、忻都會、洪茶丘等帥師十万、來肥筑之海、西州焦土殆道廢息、四民失所、考種墳塋、於是後宇多帝及

惟康將軍、大祈當山、七月二十九日卓午、紫旗三注出自上宮、飛揚晴天、向西北去、鄉里仰望之、莫不敢感信者也、八月一日、大風鼓海、洪浪滔天、賊船漂沒、生還者纔三人、夫上宮神者、櫛原三神也、首神后征韓也、其荒魂先鋒之、使新羅自稱餉部也、今三旌之霸鼎者、神爲群祇之魁、出征者必矣、然如住吉、高良、鏡、川上之諸社共に、九州に於ては、宗社として、此等の神社に命し、祈禱せられしもの、如く、當時當社にもいかに繪旨官符の多かりしや、此文を以て明にするこを得るなり。以上の有様にて、當社は群神の宗として、殊に祈禱せられしも、當時京畿饋食の有様を窺るに、上には兩統迭立の事あり。下は外寇を受けたる後にて、天下の紛擾未だ定まらず、人心惄々たり。加之、諸國の祈禱を命ぜられたる祠寺、甚だ多きを以て、朝廷幕府の財政に大なる異變を生じ、一々之が祈賞に從事する暇なく、或は脱し、或は怠り、終には等閑に附するの有様なりしを以て、其祈賞に漏れたる者も、或は報賽を乞ふ者あり。現に當社に於ても、其後花園天皇の代に、宮司藤原國門ある者、報賽を乞ひたるよし、當社文書に見ゆる所なり。

肥前國武雄社大宮司藤原國門謹言上、
欲早鎮西奉行人不執中上者、被經御奏事、

任繪旨官旨關東下知御教書、達理訴、宰府精選注進六箇所住吉、武雄、高良、内、最前注進當社、漏平均御報賽、愁吟不淺事、

右當社者本朝擁護之靈場、異國降伏之尊神也、因茲九州宗社先規尋効驗、精鑽注進之時、去弘安八年并承仁二年兩度當社最前注進之處、於後日注進之餘社者、奉寄御領之上、剩被並料所、雖被修造、至最前注進當社者、不及御沙汰之間、言上子細之日、爲倫景奉行、

承仁三年如被仰出者、如此之訴訟被許容者、不可有盡期之間、不及沙汰云々。(下略)

此故を以て、當社は實に黒賊征伐の主帥、其靈驗の顯著なるを誇るゝと共に、報賽を請ひし事も屢なりしを見るなり。而して或は拒絶せられ、或は採用せられて、感賞に及ばざりしもありしものゝ如く、現に承仁三年には拒絕せられ、四年には採用せられて、幾何々の恩賞を得しも、其後全く絶えしを以て、茲に再び國司の言上にて報賽を請ひしものたるべきを見るなり。而して當社文書は其採用せられたる良好の沙汰ありしきの文書であるを知る。

此文を接するに、正應の初、依田左金吾なる者を立て、祈賞の爲、九州に於ける靈驗の如何を檢せられ、其結果として、當社は黒賊征伐の主帥也云々の報告をなしたるまゝ、暫時朝廷、幕府財政困難の間なれば、祈賞の沙汰なくして止み、或は拒絶を受けしものなるべし。依て當社神官等も、何分の報賽を請はんとして、其旨申出て、兵部卿の下より天皇に奏聞したるに、天皇御聞召の上、前に九州の宗社に沙汰せられんと欲せしが如く、爾後沙汰すべき天皇の恩召を、武雄社司一家一同に下知せらるべき旨仰出されたるを、兵部卿より當時の大宰大貳の手許に熟達せられて、此繪旨を武雄社に下され、其後祈賞として、若干の物を賜はりたるものありしなるべし。されど其受けたる所少なきよりして、後日復報賽を促すに至りしものなるべし。

要するに、當社は本紀に見ゆるが如く、翰旨官符の多を存せしも、今は斷簡零瑣を残すのみにて、到底其詳細は知るに由なく、加之、此文書も言上の祈賞の件、漸く進達するを得て、僅に勅賞を受けしものなるべし。

(藤田 明、孝)

建武三年後藤安知訴狀、并足利尊氏裁許狀、

肥前國武雄下孫二郎二入道安知謹言上、

欽早且依元弘以來御法、且任正應二年配分狀、沙汰給、弘安四年蒙古合戰恩賞地、神崎庄内、加摩多村田畠等事、

右彼田畠者、於弘安異國襲來、恩賞四十餘年、當知行無相違之處、依洞院家御計、被付于□執行之間、無足陀際之至、爭無御隣惑之儀哉、然早糺□之、彌爲抽軍忠、恐々言上如件、

□□□年□日

12

(裏書)

此所、元弘元年以來被收公候了、任相傳文書、如元司令知行、若構不實者、可其答之狀、如件、

建武三年三月廿九日

花押(尊氏)

(包紙)

康門、建武三年足利尊氏筑紫逃亡之時、入眞康門に遣して、弘安之功田被奏候所、尊氏裁訴狀を賜而、始安堵を得たり。

本文書は、既に本書の包書にある如く、建武三年、足利尊氏京師に戦ふて敗れ、筑紫に下り、大に隣國を殉し時、後藤氏も亦之に應し、安知一族安門を遣して、之に附隨せしめ、其機を以て、舊領神崎庄内の地、知行安堵の裁許を請ひし訴狀、及び其に對する尊氏の裁許狀なり。以下之に就き、聊り取調べ得し結果を記さん。

後宇多天皇弘安四年、蒙古の兵、我が西海に寇す。本文書はもと此の役に關す。仍て先づ姑く、當時の戦役前後に涉りて、後藤一族の功蹟を見ん。

龜山天皇文永五年、蒙古一旦國書を我に傳へしより、上下騒然、急に兩海警備を修めしが、下て同十一年果して、文永の役ありき。されば

沿海の警備は、愈切要さなり。かくて後宇多天皇建治二年、幕府九州の諸氏に課して、筑前博多の沿岸に、石もて高壘を築かしめき。三月より始めて、諸氏各天を率ひて出で、役を助けたり。此の時、肥前の住人後藤氏明、三郎入道淨明、次郎眞明の子、同定明、明の伯父、之に與かり。

（後藤家事蹟、北肥戰記）

弘安四年五月、元兵十萬戰艦四千余艘、海を掩ふて直に壹岐に來り、進て博多に逼り。此より先き三月外敵入侵の警ありしや、大宰少貳經資、鎮西の將士に檄して、進發を促せり。仍て後藤氏明、庄内の兵士を募り率て、博多に屯在し。是に於て防戦甚だ力め、氏明、定明、定明の子賴明、五郎等皆功ありき。（後藤事蹟）此の役、元兵肥の海にありて、千崎島に據りし時、竹尾大宮司後藤資門冒進して、賊船に入り、一兵を擒にし。一兵を分捕り、躬も亦創傷を被り。又元兵敗退鷹島を保ちしや、會風風大に起り、戰艦覆没略盡き、殘兵辛ふて島上に上り、時に資門他の諸將と共に飛舸冒進し、資門は鷹嶋桟原に上り、敵兵二人を擒にせり、されば殊功承く、鎮西に頌せられ。

（武雄社文書）

以上敷項弘安の役、後藤一族の爲として、史籍に存するものなり。

此の如く、一族相率て元軍を防ぎ、各殊功を奏せしむれば、弘安九年幕府大友・少貳に下命して、鎮西將士の功を賞し土地を頒給せしめしこ（大友家文書）一族に與りき即ち「藤山考畧」に

（上略）後藤氏明、庄内兵士、發向博多、禦於蒙古、屢抽戰功、因賜褒賞之地、正應二年三月少貳妙惠、大友眞簡奉之充行、氏明及中野後藤五郎賴明、武雄社神主武雄小次郎賴門神崎郡内之地也、所引

もあり、「大友家文書」に據れば、幕府發令は弘安九年なりき、されど命を受けしより大友・少貳に於て、山野河海田畠等檢注の事ありし。ば、頒賞後藤氏に及びしは蓋し數年の後、正應二年三月にありしなり、其正應二年の配分狀の後藤賴明に對する者、今尙存し「伏敵編」に出てたり。曰く、

（武雄後藤文書）

弘安四年蒙古合戰勳功賞肥前國神崎庄配分事

一人肥前國墓崎後藤十郎定明法師子息五郎賴明（田地三町）西郷乙南里、五坪南外七段三丈内二段四丈西依六坪南外一町一段七坪五段三丈、西外三段三丈、九坪五段、十坪八段四丈内二段東依（屋敷）蒲田郷鳥喰里廿七坪一字小安松（島地）土師郷加納本吉郷本堀里十七坪内一所一段恒安右就孔子配分如此有限佛神事不可有懈怠之狀如件正應二年三月十二日沙彌花押少貳沙彌花押

後藤安知の前擧ぐる所の一族中誰の後なるや今知り難し然るに後藤氏所藏の他の文書中元享四年の着到狀に

（上略）肥前國御家人兼武雄大宮司小次郎入道真當病之間爲舍弟孫貳郎安門代官云々 元享四年二月二十日 入貞代

藤原安門

さあり又本文書包書に

康門建武三年足利尊氏筑紫逃亡之時入真康門に遣し而弘安之功田被奏候所云々
仍て察するに安知は即ち入真なるか康門は安門なり入真の弟にして本訴状差出の時安知の代たりし者なり乃ち入真、安知、安門皆武雄
大宮司の一家なるを知る固より入真、安知同一人なりとすれば一の通稱は小次郎入道にして、一は孫二郎入道なるの疑點を生ずれども
今考へ難し然れども安知の武雄大宮司なりし事略明かなり
仍て察するに安知は上文『藤山考略』を引ける中に云へる武雄神社主頼門の後ならんか然らば本文書の所謂『正應二年配分狀』は右に出
せる者ならざるべし蓋し其れを全時に頼門に下れるものならん

かくて安知の一家配分狀を受けしより、世々神崎庄内加摩田村等を領し(加摩田村今肥前國神崎郡蒲田なり)所謂「四十余年當知行無相
違」後醍醐天皇元弘元年に及べり(正應二年より本年まで四十三年を経たり)時に『依洞院家御計』官府に沒收せられぬ、其『御計』云ふ
者今知るによしなし『洞院家』は藤原公賢を云ふ(大系圖)公賢元弘元年の頃内大臣たり(大日本史)

四十余年子孫相傳へて其利を享げたるの地一朝取公せらる安知たる者『争無御憐愍之儀』と悲まざらんや時を得て復地を欲せしこも明
らけし

建武二年七月北條時行信濃に叛し勢猖獗なりしが足利尊氏奏して自ら征せんと請ひしも聽されぞ乃ち八月二日辭せぞして京都を發
し東に下り遂に鎌倉に據りて叛しみ、仍て十二月新田義貞勅を奉る兵を率ひて東行し箱根、竹の下に尊氏と戦ひ利なくして鎌惶京師に
歸りき尊氏長驅して翌三年正月十一日關下に侵入し後醍醐天皇叡山に御幸あり時に陸奥鎌守府將軍北畠顯家亂を聞き大軍を以て十三
日近江坂本に着せり官軍之に力を得戰ふて利あり尊氏大敗逃れて兵庫に次す會赤松氏獻策の事ありて議筑紫に趨くに決し二月十二日
兵庫を發し二十九日赤馬關を出で一日を隔てゝ筑前葦屋に達せり是より先馬關にて少貳頼尚來り迎へぬ是に於て大に四隣を殆へしに
勝するもの相踵げり(梅松論、如是院年代記)後藤安知の族を遣して附隨せしめしは蓋し此時なりしならん、安知の願望達せらるの時は
來れり舊領恢復この機にあり

乃ち安知族安門を遣し本訴状を持して尊氏に情を告げしめ且つ『正應二年配分狀』を示し『元弘以來御法』を語らしめき

元弘以來の御法とは何ぞ思ふに元弘中諸氏領地の事に關して出でざる法令あるべし此の事に關するや否やは知れざれども『大日本史』

に
(建武元年七月)二十六日丁巳詔兵革始收民宜安堵日者遠近士民走集關下徒妨農業其禁止之凡除賊黨外將士所有食田領職皆襲故不
須更來請如特旨所予奪勿得準此
馬家傳、野上文書相
え出でたり又建武年間記に

條々建武

一本領安堵事 開敍余流 幷累代相傳之仁無故被收公者被尋究文書道理可有 勅裁(下略)

一當知行地安堵事 以一同之法被下宣旨之上者重不及其沙汰但依非分之妨不全管領之由愁申者尋究當知行之所見被披覽文書正文所申無相違者載其所名字可有裁許若雖段步以不知行之地寄事於安堵令掠領者隨與證本來可被召放本領(下略)

さあり『元弘以來御法』とは此の如き類を云ふに非る。

訴狀差出しの年月闕けたり然れども尊氏裁許狀に據りて見れば『建武三年』なるべし

當時天下の人心を收攬せんとの意切なるを以て尊氏此訴狀を得て『相傳文書即ち『正應二年配分狀』に據り狀に裏書して請を許し』裁許狀是れなり『建武三年三月二十九日』時に尊氏は大宰府に在りき(梅松論)

(小林庄二郎考)

建武五年沙彌某執達狀

陸奥前國司(顯家卿)以下凶徒、於下津赤坂、被討取事、今月三日御教書案遣之、早可被其旨也、仍而執達

如件、

建武五年二月十一日

沙彌(華押)(不明)

顯家卿以下凶徒、於天王寺大略被討由事、去月十七日御教書如此、早任被仰下之旨、有沒落之與黨人者、尋搜之、且加誅伐、且可被召進也仍執達如件、

建武五年四月十日

沙彌(華押)(不明)

(一本書は、北畠顯家卿、陸奥に鎮守將軍となり、東國に凶賊を破り、遙に西征を企て、大舉して鎌倉を出で上洛せんとするの途次、濃尾の邊境に、足利の軍と戦ひたるとき、足利軍顯家卿以下を討取りたりとの報、京都に達し尊氏より教書を下したるによりて、沙彌某より之を執達したる書狀にして、聊當時冊簡の脱漏を補ふに足るべく、又何の故に顯家卿か、かくも倉皇途を轉じて、伊勢路を取り、大和に赴き、京都には向ふ能はざりし所以を知るに足らん。

延元二年九月、顯家卿、陸奥大守義良親王を奉して、陸奥を發し、到る處に凶賊を滅ぼし、上州武州の野に轉戦し、戦ふ毎に利を得、十二月二十四日、鎌倉に攻入り、斯波家長相馬重胤を斬る。翌延元三年正月二日、遂に奔馬の勢を以て、鎌倉を發し、軍を率ゐて上洛す。鶴岡社巡狩錄同七日、伊豆に入り、三島神社に赴き、天下泰平所願成就の爲として、安久郷を寄進す。史徵墨縄○宗良親王、遠江井伊城にあり、顯家卿の東上を聞きて、乃ち兵を合せて、京師に上る。李華尊氏、顯家の大軍を率ゐて上洛せんとし、將に濃尾の境に至れりと聞き、高師

泰師冬をして、逆撃せしめ、正月二十四日、阿志賀川の邊に戰ふ。國靈文書○結城文書○同十頃、美濃路に、度々の合戦あり。常樂記○南途次、今川土岐の徒、美濃にあり、顯家の此地を過ぎて、東上するを遂ひて、青野原に戰ふ。國靈文書○鶴岡社務記録○靈翰集○雜太平今本文書を披せるに、顯家卿以下凶徒於下津赤坂被討取事云々見也。下津の地は、尾張國中島郡にあり、美濃の境に近し。赤坂は青野の東半里許の地あり、太平記に所謂垂井赤坂の地とは青野原一帯の平野を稱するものなるべし。阿志賀川を稱するもの、舊名に屬するが如く、其地分明ならざれども、顯家卿通過の道路地勢より察すれば、濃美の平野なるが如し。されば下津の戰といふは、阿志賀及び美濃路に向ふ一帯の平野に戦ひたる度々の合戦なるべく、赤坂の戰は、明に青野原の戰るべきなり。

されば、此文書に依れば、此兩戦にて、顯家卿討取られし由見ゆるなり。然るに、當時の事を記載せる冊簡、多くは其結果を明にせず、曖昧糊に附したるが如し。現に南山巡狩錄にも、

去月二十八日、青野原の戰、武家方は利を失ひ、桃井土岐も敗北に及びし事見ゆ、然るに、當月黒池川を渡りかね、伊勢より大和に廻りて、吉野の行宮にはせ参る事跡より見れば、武家の方は、利を得、官軍は敗北に及びしが如し。太平記の文よく推考するに、此比の事跡、脱漏せしが如く、後人の正史を得て、補はんを待てり、云々。

又参考太平記にも、

按前段顯家率大兵赴京師道路毎戰皆勝及至青野原兵威益强大其勢不可敵於是尊氏使高師泰等率兵一萬守黒池而顯家不能破之卒引兵指吉野者非無疑據結城今云青野原之戰失利云々及此下師直使桃井擊顯家之語考之則蓋顯家陣青野原之時有爲桃井等取敗而太平記漏其戰者乎前後固可疑乎云々

さ見え、結城文書にも、青野の一戰利なりし由見ゆるなり。されば、此兩戦、顯家卿餘り好結果ならざり也状、見ゆるなり。當文書に、下津の一戦にも、卿を討取りたる由見ゆれども、卿猶此戦後直進せし事を見れば、勝利なりしは必せり。されども、かく記する所を見れば、決して花々しき勝利にあらざりしや明なり。然れども青野の一戦はもとより、好結果ならざりしが如し。卿の黒池川を渡りて、近江に出づるを得ずして、伊賀路を取るに至りしは、全く青野の不結果なりしに基くものにして、太平記に非難せる如き理由にあらざるは、最早確乎として動すべからざるなり。

されば、此文書は、顯家卿下津赤坂の兩戦に、師泰師冬の軍を戦ひて、好結果にあらざりしの報漸く二月の二日三日の頃に京師尊氏の許に達したるものならん。之に依て、京師にては、顯家卿此兩戦に討取られたりと傳聞し、三日に尊氏御教書を下す。即ち本文中今月さるは、二月三日なり、乃ち沙彌某より其案を作りて、十一日に其旨他に執達報導し、一には軍氣の鼓舞をなし、ものなり。

(二)此文書は、顯家卿既に南都に破れ、河内に向ひ、師直の軍を度々天王寺附近に戦ひ、戦毎に破れ、略ぼ顯家の軍潰れるに至りければ、其沒落與黨の者もあるべければ、搜索捕縛せよとの執達狀なり。

斯くて顯家卿青野の戦不結果なりしか、此時師泰師冬は、美近の境山中驛に陣し、土岐今川追撃し來る。顯家其間にありて進む事を得
ぞ、大に苦みて、路を轉じて伊勢に入る。二月十一日、齊氏乃ち高師直をして、伊勢に赴かしめ、顯家を伐たしむ。同十六日、顯家卿と雲津
川に戦ふ。石川文書其他二三の處に戰ありしか、共に餘り花々しき結果ならずして、伊賀路を取りて、奈良に入り、同二十一日奈良に達
す。興福寺年代師直師冬等直に之を討つ。同二十八日、奈良般若坂の邊に大合戦あり、官軍大に敗る、書○簡本文書○櫻雲記親王は吉野
に走り、顯家卿河内に向ふ、最上文書○鐵輪集○祇爾來官軍河内攝津の邊に度々の戦あり。湖内本居宣長、時に官軍は男山に顯信の軍
あり、勢威甚だ強し、顯家自ら和泉河内の間に陣す。師直八幡を攻撃することに頗る力を用ひしも、容易に之を抜ぐを得ず、兵を其地に
置きて、之を攻撃せしめ、已自ら天王寺に向ひて、顯家の軍に當る、かくて度々の戦あり、三月八日には、和田左衛門尉正興高木平遠盛等
丹下城に押寄せ、合戦せしよし見ゆ。南山巡同十一日には、古市(河内)の戦あり、同十四日交野(河内)の戦、同十五日渡邊橋(攝津)の戦、
同十六日は、天王寺阿倍野の邊に戰ふ。此戦に官軍大敗せしもの如し。是れ即ち本文書、十七日の教書ある所以なり。

本文書に、所謂去月十七日とは、即ち此天王寺阿倍野近の戦ありし翌日なり。此の如く、十一日以來數度の戦顯家卿多く連戦連敗に
して、十六日の戦には全く破れしものの如し。其報算師に聞え、齊氏より教書を下したるものなるべし。此一戦の激烈なりしは、諸事顯家
卿戦死の地を誤りて、阿倍野なりとしたるにても、又其後暫時戦止みしを以ても明なり。されば本書に、大略討取云々と書したるなり。
乃ち該教書によりて、沙彌某より、翌月十日に至りて、顯家卿の餘黨没落して、九州地方にも至るべければ、其時は宜しく命令に従ひて、
没落の人々を搜索して、之に誅伐を加へ、又は之を召捕へて、差出すべきの命令執達の状なり。

爾來四月中は、顯家卿の勢も力を失ひしものにや。合戦のありし由見えず、或はありたりとも、僅小の合戦なりしなるべし。五月に入り
て、八日に師直天王寺に屯し、同十六日師直堺まで進む。蓋顯家卿能く舊勢を挽回し、力を得て、再び花々しき決戦をなさんものと思は
れしものなるべし。保曆間記にも。

同四月に、又吉野より今度は、公卿殿上人可然武士多く出でたり、都より師直大將として、大勢下向して、和泉境野といふ所にて合戦
あり、今日を限りと命を捨て、兩方戦ひ、京方打負けて引けるが、師直思切て戦ふ程に、顯家卿打れてけり、其後は吉野方散々に成て
退く云々。

さ見ゆれば、四月中には顯家卿の兵も亦集り、師直と對戦すべきの大勢となりしものなるべし。されば師直は此勢を挫折せんとして、
五月底に漸く攻め來り、二十二日の大決戦を、石津に行はるに至り、敢なくも戦死せられしなり。深堀文書○正統記遣文書○南狩
此の如くにして、此兩書は共に、顯家卿と落を企て、以後、漸々衰勢となりし時の文書にして、其文句又凶徒などとの文字を用ひて、卿の
字を又用ゐたるは、大に注目すべき所にして、顯家卿の名は、流石に賊軍に尊まれし由に見ゆるなり。

(藤田 明考)

貞和四年藤原道爲披露狀

博外警固番役事、就被成下御教書、肥前國武雄大宮司龜石丸代小次郎道厚、自去月廿日迄于今月十三日、令勤仕候了、以此旨、可有御披露候、恐惶謹言

貞和四年三月十二日

藤原道爲

進上 御奉行所

承 了花押

此披露狀は肥前の豪族藤原道爲足利氏の命により博多津番役に代官を遣し勤務役を卒へしを報せし書なり。以て蠻蠻抄伏敵編の失考を正すべく、且つ足利初世に至る迄邊警未だ滅せず、不虞の恐ありしを見るに足る。

警固番役は交番を以て警衛するの謂にして、沿海防備の爲に設くる所、元々警固詰番と稱し新式目中に見ゆ。後蒙古我邊を窺ふに及び、文永八年九月御家人を鎮西に下し其地の將士に命じて兵を發し、筑前の要地を警固せしむ。伏敵編に文永八年九月を以て番役の始めとなすも、番役は早よりありしものなれば、恐くは失考なるべし。建治元年に至り、博多崎姪濱の地に警固役を設け、津番或は番役を置し、鎮西の將士をえて更戍せしめ、多くは三ヶ月一ヶ月、或は二ヶ月にして役を終る。本書の如く僅々半ヶ月にして其役を終る如きは他に多く其比を見ず。伏敵編中所引三千餘通の文書番役に關するもの（中、鎮西要略にある大宰少貳武經の牒狀、及び深堀系圖証文記錄所載のもの、二通あるのみ。今其所以を審にするによしなし。

抑も蒙古は支那本部の西北沙漠中に水草を追て移轉せる番族にして、西暦十三世紀の中葉に當て不世出の英雄、鐵木真其中に生れ、生長して蒙古部落を統一し、斡軒を從へ南金を侵し、西印度波斯を略定し、其孫忽必烈に至り、餘威の激する所全支那を席巻し、高麗を從へ、更に我國を脅制せんとする。文永五年高麗の使者、蒙古の書を奉じて至る。府之を鎌倉に致し、幕府吏に使者をして之を朝廷に奏す。是より頻年邊警屢至るを以て、警固番役を擴張し、邊防を嚴にして。文永十一年元遂に兵二萬三千餘を擧げ、戰艦九百艘を以て、對馬壹岐を犯し、肥前筑前の海濱に寇せしも、島津直經少貳經資の統制官を得、加ふるに大風ありて賊艦悉く碎け、溺死するもの一萬三千五百餘人、餘悉く遁る。然れども元少挫折の爲に其志を廢せず。益々兵備を修め、使者を遣して恐嚇す。時の執權北條時宗斷然戰意を決して使者を斬ること兩度、憚りに京師の大番兵を停め、東國の兵を發して鎮西の警備を嚴にして石壁を筑前肥前の海濱に修築し、鎮西奉行を置て之を督せしむ。弘安四年胡元戰艦四千四百餘艘、漢蒙軍十四萬餘海を敵て至り、船艤相衡ひ、臺岐を敗り博多に向ふ。賊巨艦を連鎖し、巨礮を以て石壁を俯射す。鎮西、中國、四國の將士奮戰、激鬪六旬餘招討使紹都吟恩を斬る。賊遂に陸に上ること能はず、退て磨島に據る。閏七月一日颶風大に起り、海水掀蕩、賊艦覆沒破壊し、溺死するもの算なし。我將士殘賊の蟹島にあるものを掩撃えて之を殲に

す。元兵生還するもの僅に三人云ふ。

爾後益々鎮西の防備を厳にし、船舶を檢し、更に姪濱に奉行所を置き、北條時定をして軍事を統轄せしむ。其後北條氏の一族業時、兼時、竇政、政顯、隨時相次て九州探題に任し、益石砲を修め、番衛を、屢にし、整備艦隊を編して黒賊に備ふる等の事、戴て伏敵編に詳なり。北條英時元享元年探題となるに及びて、幕府命して大友貞宗少貳貞經を警固庶務を協辦せしむ。伏敵編に大友文書を引て之を證し、按を付して曰く。

文永八年九月蒙古防禦ノ命アリ。爾後箱崎姪濱等ノ地ニ警固役ヲ置キ、津守或ハ番役ト稱シ、鎮西ノ將士ヲシテ更成セシメ、大抵三月或ハ一月ニシテ終ル。是ニ至テ凡ソ五拾年、此後諸家文書多ク見エズ。豈寇難漸ク消スルヲ以テ番衛亦隨テ歟ム歟。そ蠻抄に曰く

正慶二年、北條家滅て、探題亦自殺、於是異族警衛終焉。

と夫れ然り。夫れ豈に然らんや。

夫れ胡元當時勢威殆んど全世界に振ひて其土地の廣大なる、其殷富なる、元より我國の比にあらず。宜なるかな。其傲慢無禮傍若無人の舉動ありしも、もさより怪しみに足らず。然れば其兩度の大敗に怒り、却て益戰艦を修め、糧餉を蓄へ、兵器を檢し、高麗を督し、盟て再舉を期せしも、我永仁五年元主忽必烈殂して、東侵の策一時沮撓す。然れども未だ全く其志を廢せしにあらず。正安三年元艦我龍島を窺ひしが如きは其一なり。當時我國も亦整備頗る嚴なるものありて、彼襲來の機なく輕舉に及ばざりしと雖ども、其裏面に潜匿せる一團の火氣は、導火線を尋れて陰に其機を待つものと如し。足利氏に及びても延元三年、興國三年の兩次筑紫石壘を修築せしめたるを見て、も其間の消息を解するに難だからず。况んや正平三年更に海防を申嚴したるをや。後果して大約七拾年を経て應永廿六年に至り、蒙古女直の故地により、朝鮮を兵を合して三たび我西陲に寇す。豈に積年積蓄せる遺緒、是に至りて再發せしにあらざるなきを得んや。是を以て之を觀れば、足利初世に至る迄寇難未だ全く滅せざるにあらずや。如何ゲ番衛を廢することを得べき、伏敵編には元享元年に至りて番衛歟むこし、蠻抄には正慶二年鎮西警固終寢セリ。伏敵編に比すれば拾二年後なり。然れども共に事實を誤るものにして、全く著者等の臆想に過ぎぞ。番衛は依然舊制を存したるも、製造寺文書及び本書に徵して是を知るべし。

博多警固番役事任被仰ト之旨肥前國製造寺孫六入道實善自去閏七月十一日至干同八月十日三十ヶ日令勤仕候訖以此旨可有御披露候

忠惶謹言

建武五年八月日

進上 御奉行所

承了花押

沙 漢 實 善

建武五年は元享元年を去る十七年、元弘三年を去る五年にして、本書は此製造寺文書より十一年後のものなり。然らば元享元年に番衛歟み、元弘三年警固寢むこなすもの、誤謬なるは云はざして明なり。然らば番衛の歎む果して何時にあるか。今其事を審にするを得ぞ。雖とも、余を以て是を見れば、其れ應永の役後であらん。蒙古一たび禍心を懷きしより中華の地は明の爲めに奪はるゝも猶其故地に雄視し、東侵の志未だ已まぞ。韓人の誘ふに及びて萬一を僥倖し、積蓄の念再發して又大敗するに至れり。胡韓是より永く跡を絶てり。番衛も亦隨て歎む。記して後考をまつ。且つ夫れ蠻蠅抄は塙撰校の纂する所、塙校の博贊強記喋々せざして明なり。其書の如きも既に定評あり。伏羲編は山田安榮氏史局の藏收に係るもの、其外内閣文庫、東京圖書館の儲藏に就き、或く目観の及ぶ所のもの皆之を採錄し、内外書四百六十九種を以て三年の長日月を閲して編纂し、明治史家の泰斗重野文學博士是を檢討裁定し、殊に事實の正錯を得たるを以て鳴る。共に信を措くに足るべきものにして、今や其失考誤謬斯の如くなれば、餘は推して知るべし。嗚呼修史の業も亦難ひかな。

六日 霜色雪の如し。柄崎を出で、駒鳴峠を過ぐ、駒鳴の名實に面白じ。心あるものは私に詩情を懽したりといふ。下りて谷川を渡り本部町に入る。此時學校長飛電に接して、近衛大將宮の神隠れましたるを傳へらる、内田教授の泣て、殿下御在世の御事を語られたる時は二百の健兒も亦悉く泣きたり。

松浦村に至り、松浦川に沿ふて下る。流れ緩ゆにして水も亦深く、白帆遠く遡るに堪たり。久保、幸田を經て養父田に達すれば、領巾振山見也。甚だ高からずと雖ども、長く曳いて海に下る。是れ松浦佐用姫征夫を思ふて止まず終に生を失ひたる處、薄命の美人憐むに堪たり。午下四時唐津に入る。是處には近松寺あり。かの近松門左衛門の少時此寺にありといへば月下禪闇を叩きし人もあり。町の北角に城址あり、舞鶴城といふ。老木林なす、是れ其昔寺澤志摩守が居城なりしなり。この志摩守は名を廣高と呼びて、當時有數の將なり、秀吉に仕へ屢功を建て、八萬石を得て、此地を領す。關原の役、徳川氏に與みし、尾瀬の間に累戦し、事平げて天草領四万石を加増せらる。寛永十年卒す。廣高倫謹武を尙ぶ、毎日寅の刻に起き卯に造て家務を聽き餐前必ず馭を試む、餐畢て刀劍を學ぶ、寒三旬毎に善射者を擇み、壯者をして是を學ばしむ、夏は即ち銃を學ぶ、毎食一菜、家士と同食して美味を嗜まぞ、夜或は武技を講れば、則ち諸士と共に俱に備に附る。しなばれば恐くば其折に得たるものならん。

七日 この處に留まりて呼子村に伺ふ。呼子は一漁村にして、江灣頗る良く、灣のかなたに名護屋村あり。是れ豊公征韓の大本營のありし處、荒城風高うして、古松龍の如し。村に當年の陣取圖を藏するあり。村人は吾等の來たるを見て、湯を煮、芋を焼きて、何くれこなく

もてます。芋の甘きこと要の如し。此處風光亦絶佳、手をかざして見やれば、波間に連る處青一髪帆を上ぐれば隠れ、帆を下せば現はる。村人に問へば壹州なりといふ。旌旗空を蔽ひ、十万の師波を破て行く時、静かに高閣に倚りて自送したる猿面耶の得意思ふべきなり。武藤先生は諸生を集め、豊公の事を述べらる。頃を分つ四、曰く豊太閤遠征の目的、曰く遠征の準備、曰く名古屋築城、曰く遠征の結果即ち是なり。

城後に古刹あり、廣澤寺といふ。公が愛妾廣澤の局の居りし處、庭中古蘇鐵あり。征韓の際齋す所といふ。傳へいふこの寺は征韓後五年、局の冥福を祈る爲めに建てたるものなり。午下二點、舟行唐津に返る道に土器崎を過ぐ。玄武岩の岩壁頗る奇、潮水是を突ちて洞をなす。其數七つ。舟走て洞に逢ふ毎に、衆皆手を叩ちて喜ぶ。

此日我隊は、其各自に考査の材料たる土器崎と、領巾振より飛びたる望天石を祭れる加部島との探検をもなすべかりて、名古屋城懷をさし。舟神集島を過ぎ、唐津灣に入る時は、日全く落ちて、暮色空に満ち、領巾振も見えず。

八日、早天、隊を二つに分ちて、虹の松原に戦る。我隊は剣を收めて、浮岳の麓、玉鳴川の邊、楓葉秋高き處に向ふ。玉鳴川には、神功皇后の祠あり。征韓まし／＼し時、是處に息はせ玉ひて垂綸し玉へば、土人祠を建てし祭る。社中には一祠宮もなし。龜井道戴が碑文ありて、精く此事を記せるのみ。川を渡りて七八丁、大宰少貳藤原廣嗣を祭る大村神社あり。社司を訪ひて舊記を見れば、皆後人の捏造にかかるもの。殊に神田寄進狀の如きは、其擬造の幼稚なるもの見るに堪えぞ。實は此日の材料は、此行の第一と思ひ頼みたりしに沿んと落膽して、氣亦沮む。行きて白木崎に至り、午下二點の頃遂に浮岳の第一峰に上る。玄海上に浮び出でたる志摩半島、手に取るか如し。最も近きものは巖崎なり。最も高きものは可也山なり。其昔遣唐大使引津に舟泊りし、時草桃旅をくるしみ戀ひなれば可也の山べにさかしや鳴くもさ讀まれたるは、此山にして又宗祇法師が筑紫記行に、箱崎の海つらより富士に似たる山見え侍る云ひしも、可也山を見たるなり。東の一角に兀として影を海中に没すは、昆沙門岳なるべし。那郷の志賀島は、常山の蛇の如し。若杉山より東に匐うて長く海に入る。實に是れ天然の活畫圖、奇くふべからず。山を下れば筑前怡土郡なり。續風土記に、田地廣く、山川美にして、古跡も甚し。村民原田家の家主多し。田夫といへども、言語卑しからず、只恨むらくは風俗質朴ならず、誠實少し。いへれど、人情風俗地理歴史は、隊列を組んで通りたる位にては、なか／＼學理の鏡に照し得べきものにあらず。

下りて福井村に入り、深江村に至る。村の西の濱を怡土の濱といふ。古歌に、つなて繩ひきかる程に風吹けば怡土の濱てふ舟も寄りけり、今日は舟寄るほども風立たず、松籬笛の如く、可也の磯波琴の如し。海岸に御濱といふ所あり。神功皇后舟を寄せ玉ひと處、慎櫛石八幡宮といへる石額ある祠あり。この地子貢が原の北なれば、是が子貢八幡の事ならん。祠は海に臨める小高き岡にあり。其麓に細き玉垣の内に御船鑿石あり。地を出づる半尺三角形をなす。二尺ばかりなり。又碑あり、萬葉集第五にある筑前守山上臣億良が歌を記せり。

この歌は、糟屋郡志賀村の荒雄といへる漁夫が、其友の爲に命を捨てたる高義を讃ひしものなり。深江村に籠門山神社あり。筑陽記に、社の側に秀吉の茶屋址あり。各護屋往來の時、ここに宿し玉ふ時、淀君秀頼を生み玉ふ。小早川隆景に命じて、此社を改造せ、産神なすさあり。これより半里ばかり行き、松木といへる所に、蒲池新太と呼ぶ人ありて、文書を藏すといへば、訪ひつれど、多くはあらで唯大友宗麟の感狀一通あり。左に示すもの即ち是なり。

永祿十年大友宗麟感狀

去十日、於寶滿攻口、宗黨之家中之者、粉骨之次第着到、銘々加披見、軍忠之次第感悅候、彌可被勵馳走事、可爲祝着候、猶戸次伯耆守可申候、以上謹言、

八月四日

蒲池武藏入道殿

本書は、大友宗麟より蒲池武藏入道に宛てたる感狀なり。抑寶滿の城攻に、前後の二役あり。一は永祿十年、大友勢高橋鑑種を攻ける事、一は島津義久高橋統增の同城に據れるに寄ける折ぎなり。而して本文は其の前役に關するものなり。

この時、寶滿城主を高橋三河守鑑種云。鑑種の祖に光種あり。建武の際、足利氏に屬して、九州三檢斷の一人となりしが、其後大友氏に属して、九州探題となるに及び、檢斷の職其勢を失して、遂に大友氏に臣属するに至れり。天文の初、三河守長種死して子なし。即ち大友の一族一萬田親教も二男をして其跡を繼ぎしも。鑑種これなり。譜 鑑種筑前三笠郡の寶滿山に築きて、之に居り、岩屋管岳を以て端城とし、威を近郷に振へり。筑前續後ち事を以て大友義鎮を怨み、窃に毛利氏に通じて、永祿十年六月遂に之に反す。宗麟即ち戸次鑑連舊白杵鑑速・吉弘鑑理をして兵數萬を率ひて、七月七日大宰府に押し寄せ、即日岩屋を陥れ、直に寶滿に逼まり、連日攻むれども城堅くして拔けざ。九州軍記大友興廢記

本文書の去十日と記せるは、即ち大友宗麟が此書を與へたる八月四日の前、七月十日の事にして、其日の城攻に、蒲池氏家中の者共奮戰の功ありたりと見也。戸次伯耆守は即ち戸次鑑連なり。武藏入道未だ其人を詳にせず。この時筑后に蒲池近江守鑑盛及志摩守鑑廣等ありて、皆大友氏に属せり。武藏入道は其一族ならん。

(堀内清考)

加布里に入りたる時、日已に沈みて夕鶴飛ぶ。晝間浮岳にて手に取らんとしたる可也山を今黒く左に仰ぐ。妻を戀るる掉鹿鳴て入の勝を斷つこざなけれ。月黒くして道見えず。八名聲をかはして起る。前原に達せしは八時過ぎなり。おもふに今日はこの行軍第一厄日なりけり。行程十三里、中に浮岳越あり。浮岳猶忍ふ、鏡宮玉島悉くも取るへきなきを如何せん。

九日 星を戴いて出づ。曉霜月の如し。周船寺村に至る時天漸く明け、戰又始まる。我隊は乃ち妙正寺に入りて古器物を見る。國志にいふ。寛永六年村民新藏村の南なる丸隈山の石棺を壊りて佛像人骨鏡二面を得て家に藏す。今は其家なくして器物は此寺にあるなり。古鏡は青銅にして圓形なり。大は直徑八吋四分三小は六吋四分三なり。佛像は同し青銅の高さ二寸許りの坐像なり。人骨は頭蓋骨なり。化石して叩けば憂々として。腦漿の模様なご細かに見ゆ。

丸隈山には觀音堂あり。土人は觀音山といふ。石棺は其堂の床下にあり、石質甚だ堅からず人工を加へたる跡見也。長七尺巾四尺許内を二つに割したる石板あり。一は他より狹し。全体の構造より見れば甚だ古代にあらず、原田家一族のもの。其二つに分ちたるは夫妻か君臣かなるべし。我隊此岡を下れば戰已に止みて隻騎なし。

行きて今宿に至る。こゝより前原を去ると三里の間は昔時海水の浸せし處をひき。以北の志摩郡は島の意なり。志摩は中古貿易津のありし處にして有名なり。即ち東端櫛屋郡の淺島に対する今津は當時那津博多香椎と相望み日本文物の美を飾る唐物の輸入は皆此處より來りしなり。宅地の跡市町の筋多く見え廢寺などの舊趾も残り今も村裏廣く民家多く寺院も十二あり。元寇の石壘も此處より起りて宗像郡勝浦に至るといふ。今津に近く唐泊といふ。萬葉には韓亭と書けり。今津に外船來集りしかば此處にも韓人の宿する亭館を置かれしよりかくは云ひげんと續風土記に見也。古歌に、唐泊のこの浦波たゞの日ハあれとも家にこぬ日はなし。さあり。幾夜も枕就して前の能古嶋の浦波に旅魂を痛めて家郷を思ひしなり。恨むらくは吾人時日なくしてかの毘沙門岳に登り此等の古津をなまむ事能はざりしな。行くと一里にして生の松原に入る。續風土記に口碑を傳へて神功皇后征韓し玉の時松の枝を逆にさして祈らせ玉ひしに此枝生きたればいふよし記したれど一説の武内宿禰が臣壹岐真根子を祭れる生ノ社あればいふなりの説正しからんか。金葉集に懲ひ死ひて心筑紫に今まで頼むればこう生の松原 さあるこの松原が世に知られたる中尤も異なるものにして棟梁の十八公細腰の思婦となり畢りぬ。

姪濱に至る。此處は北條探題のありし處今の大浦山は當時の鷹尾山にして其居城なり。傳へいふ徳治の頃鎮西奉行北條時定が息女宗息尼大應國師に事へ深く佛を信す。此寺は此尼の爲めに建てられたるものにて寺後に此尼の塚あり。されど伏敵編によれば時定、う即ち此寺の開基にて寺域にある沒字碑は時定の墳なれど。時定は時氏の三男時頼の弟なり。建長七年九州に下向して弘安五年此地に奉行所を置き軍事を統轄す。寺に時宗が童像の一軸を藏す。風采雄にして氣人に逼る。浦山に行き濱川探題の墓に至る。墓は岡の南麓にあり。荒草離々として風稀れなり。

行きて早良川を渡る。このあたりは紅葉の松原なり。文永十一年の蒙古合戦の時大宰少貳景資蒙古の大將を百道原に射殺す。史にあるはこの紅葉松原のとなり。橋よりは早良郡西新町にして福岡市に續けり。同町金龍寺に行き貝原益軒先生の墓に詣づ。墓甚だ大ならず貝原益軒公之墓さあり。又並びて同形なる婦人江崎氏の墓あり。江崎氏婦人東軒之墓もあり。聞く婦人江崎氏頗る才學あり。先生の著書

婦人の内助によるもの多しさ。や。

福岡城の北の海濱を荒津といふ。潮湯あり。萬葉に白妙の袖の別れを形見して荒津の瀆に宿りするがも。古人は人を送りて離歌を歌へり。今人は手を携えて團樂を語る。古今の變遷異に奇なり。

十日 本隊と共に止る。今日は隨意探検なり。我隊は先づ箱崎の崇福寺に行く。この寺は、鎌倉時代聖一國師の開くところ。今日に至るも鎮西属指の禪刹にして、西都法窟といふこと。黒田如水以下代々の菩提寺なれど、佛畫のみにて他に材料に満すへきものなし。千代ノ松原に至り、箱崎社に詣づ。筑陽記に、古は此松葉公に獻せられしを千代の松葉と稱美仕居。さあれば是より千代の松原といふなるべし。社は官幣中社にして延喜帝が宸翰を瀝して寄させ玉ひし敵國降伏の四大の金文字は長へに西海の波を照す。宮殿は其時藤原時平奉行して經營せしが回錄の火に罹り。天文年中大内義隆修造したり。今のは即ち是なり。樓門廻廊は小早川隆景文錄年中に、拜殿は黒田長政元和年中に營作せしものと。鳥居を入りて樓門の傍りに玉牆の内に俗に箱松といふあり。應神天皇の御胞衣の箱を納めし標しの松といへり。されど是は俗説なり。奈良時代に豐前宇佐八幡を勧進せしものにして、太宰府の守護神たりしなり。拜殿にて音に聞きし絹紙金泥の敵國降伏の御宇を拜し奉れり。其數三十七枚あり。下りて所藏の寶物を見る。天正十五年六月八日、豊臣秀吉薩摩出陣飯向の時、此宮に詣で、將士と共に歌筵を開けり。其時の色紙あり。

千とせをもたみいれをく箱崎の松に花さく折にあはよや

松

あつさ日にこの木のもとにたちよれば波の音する松風の音

松

まつかけに涼みくらしてみしかよのあくるをねゑむ箱崎の浦

松

太閤記には、第一の歌のた、みいれなかた、みいれざるさせり、以て其誤を正すに足る。歌の下に松あるは、太閤の歌名にして書は細川幽齋の筆なりといふ。又大内義隆が和歌あり

冬日同詠松久友

和 歌

大宰大貳從四位上兼左兵衛權佐多々良朝臣義隆

苔のむす松の下枝による波のよるともわかす玉そみたるゝ

大内義隆は中國に威を振ひて垂涎當國にも及び博多、比嘉川の大友探題館と相比びて、袖湊に探題館を建て、苔のむす千年の松と共に、國家長久を思ひ頼みしに、寄る波の寄るさもわかつ身は露の如く膝下の人人に亂されたるを哀れる。

○時に午時ならんとす、即ち辭して隊を二つに分ち、一は志賀島に、一は崇福寺に向ふ。先づ志賀島組より筆を執らんが、